

五條市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による五條市議会議員の定数を定める条例制定（改廃）請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、五條市条例制定（改廃）請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和7年4月22日

五條市長 平岡清司



記

- 1 五條市条例制定（改廃）請求代表者の住所及び氏名
五條市今井3-1-5 谷 勝啓

- 2 五條市議会議員の定数を定める条例制定（改廃）請求の要旨

平成25年に議員定数が15名から12名に条例改正されて後、令和7年1月現在までの10年間で五條市の人口は約34,000人から約26,000人へと約8,000人も減少しています。しかしながら議員定数は10年前のままです。

仮に議員定数を2名削減すると、年間約1500万円、任期4年として約6000万円の節税となります。五條市の財政状況は依然として厳しい状態です。今こそ議員自身が身を切る改革が必要です。

議員定数を2名削減し、10名にする条例改正を請求します。